
吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

(吸収合併)

2024 年 1 月 1 日

楽天グループ株式会社

2024年1月1日

楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

当社は、2023年11月9日付で楽天DXソリューション合同会社（以下「DXソリューション」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、DXソリューションを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

（会社法施行規則第200条第1号）

2024年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第789条及び第793条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第200条第2号）

DXソリューションは、会社法789条第2項及び第3項並びに第793条第2項の規定に基づき、2023年11月15日付官報により公告を行い、かつ、知っている債権者には、各別の催告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第200条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収合併をやめることの請求）

本件吸収合併は、会社法第796条の2但し書きに定める場合に該当するため、株主には会社法第796条の2の規定に基づく請求権がございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
本件吸収合併は、会社法第 797 条第 1 項但し書きに定める場合に該当するため、株主には会社法 797 条の規定に基づく買取請求権がございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

当社は、会社法 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 11 月 15 日付官報及び電子公告により、本件吸収合併に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、DX ソリューションの所有する一切の資産、債務及び権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記載がされた事項

（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

該当事項はありません。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2024 年 1 月 12 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上